



介護保険制度が新しくなりました

～ 高齢者の暮らしを支え合う仕組みと地域づくり ～

介護保険制度は、「高齢者の増加に伴い、今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高める必要がある」という観点から、団塊の世代が75歳以上になる平成37(2025)年以降を見据えた事業計画に合わせて平成27年度に改正されました。

主な改正内容は、「1.地域包括ケアシステムの構築(4月から順次実施)」
「2.費用負担の公平化(8月から改正)」の2点です。

みんなで支え合う介護保険

制度発足当時

65歳以上の高齢者	平成12年4月末現在 2,165万人	約52%増	平成27年3月末現在 3,302万人
介護保険サービスを利用したいと考えて要介護認定を受けた人	218万人	約177%増	605万人

高齢者を支える世代の負担が増えています

認定者	平成12年	平成37年(予想)
被保険者	2.4人	1.8人

介護保険制度は、平成12年4月に発足しました。介護保険料は、市が3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて定められます。介護保険の財源としては、介護保険にかかる費用の50%を「公費負担」、残りの50%を「保険料負担」で賄っています。保険料は、介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)と介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)の被保険者数で割合が決まります。高齢化に伴い、サービスの利用者数が増加するにつれて、介護保険に要する費用もますます増えていきます。介護保険を安定的・継続的に運営するため、費用負担の公平化を図ります。

介護保険制度の財源

国の負担額	25%
県の負担額	12.5%
市の負担額	12.5%
公費	50%
第1号被保険者(65歳以上の人の保険料)	22%
第2号被保険者(40～64歳の人の保険料)	28%
保険料	50%

※松戸市が保険者となり、運営しています。

平成27年4月から 1. 高齢者の生活を支えるための地域包括ケアシステムを構築します



平成37年にはおよそ5人に1人が75歳以上となり、さらに認知症や高齢者の独居世帯・夫婦のみ世帯の割合が増加していくと予想されます。

一方、65歳以上の高齢者を対象に、自分自身が介護を必要とする時に受けたい介護について市でアンケートを行ったところ、約40%の人が「現在の住まい」での介護を望んでいました。

市では、このような社会構造の変化や高齢者のニーズに応えるため、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まいおよび生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します〔詳細は平成27年3月27日発行の広報まつど「介護保険制度改正特集号」に掲載しています(市ホームページでも閲覧できます)〕。

問い合わせ先

- ◆高齢者向け相談専門ダイヤル(平日9時～17時)
高齢者の日常生活や介護に関するさまざまな悩み・不安・疑問に対し、相談員が市のサービスや窓口をご案内します。
☎ 高齢者あんしん100番 ☎366-1100
- ◆介護保険制度改正について(9月30日(水)までの平日9時～17時)
平成27年度介護保険法改正に関する全般的な内容についてご案内します。
☎ 松戸市介護保険コールセンター ☎366-6001



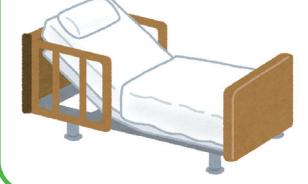
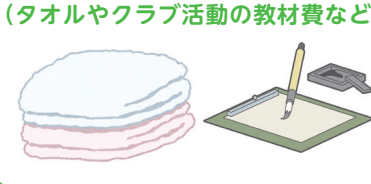
利用する際の費用負担の公平化を図ります

☎介護保険課給付班
☎366-7067

2-2. 食費・滞在費(居住費)の負担軽減の基準が変わります

施設を利用する際にかかる費用は？

介護保険施設を利用する場合、サービスの利用者負担(1割または2割)の他に、食費・滞在費(居住費)・日常生活費の全額が利用者負担となります(介護保険制度改正前と同じ)。

1 サービス費用の 1割または2割 	2 食費 	3 滞在費(居住費) 	4 日常生活費 身の回りの品・教養娯楽費等 (タオルやクラブ活動の教材費など) 
--	--	---	---

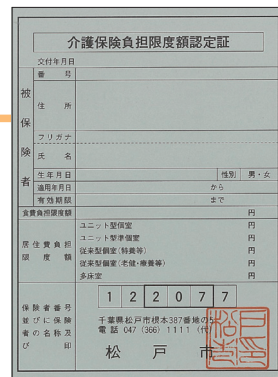
※利用者負担は施設と利用者間の契約で決まりますが、水準となる基準費用額が定められています。

介護保険制度改正前と同じ

低所得の人は食費・滞在費(居住費)が軽減されます

低所得利用者(非課税世帯)の施設サービス(介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設)や短期入所サービス(ショートステイなど)の利用が困難にならないように、食費・滞在費(居住費)については、「特定入所者介護(予防)サービス費」が支給されます。これは、所得に応じた負担限度額までを利用者が負担し、基準費用額との差額分を介護保険から支給するものです。申請により「負担限度額認定証#3(灰色)」の交付を受け、サービス利用時に事業者へ提示する必要があります。

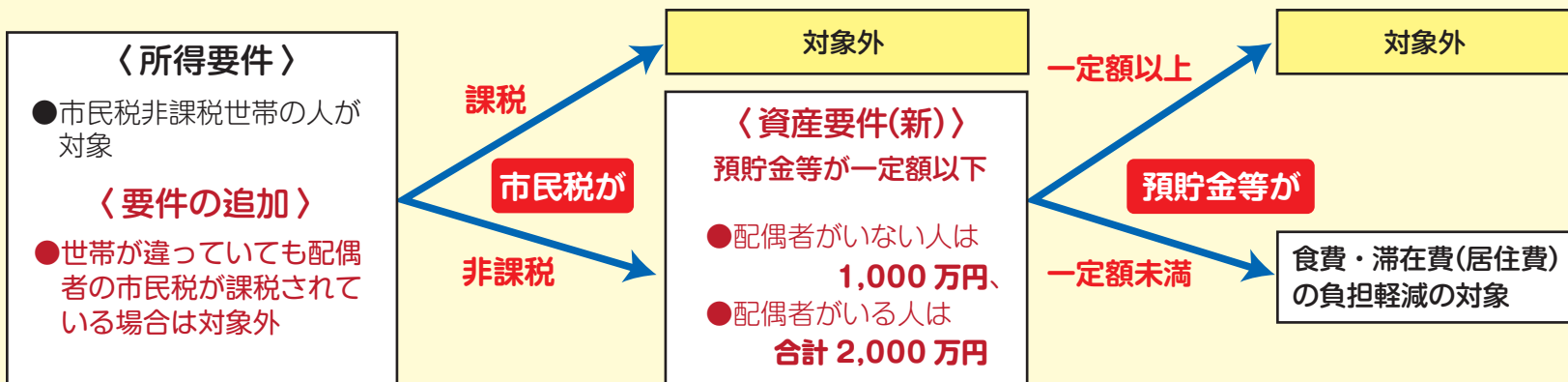
#3「負担限度額認定証」のイメージ(灰色)



8月から変わること

負担軽減の対象要件に配偶者の課税状況と預貯金等の資産要件が追加になりました。次の流れに沿って、判定してください。

〈食費・滞在費(居住費)の負担軽減～対象者の判定の流れ～〉



8月から変わること

月額の上限額は所得区分に応じて、世帯単位および個人単位で設定されています。市民税課税世帯のうち、「現役並み所得」に相当する人^{※3}については、上限額が44,400円へと引き上げられることになりました。

※3 「現役並み所得」相当の基準とは

●同一世帯内の第1号被保険者の課税所得が145万円以上の場合

※ただし、課税所得が145万円以上の場合でも、次の①または②に該当する場合の上限額は一般世帯(37,200円)と同額に引き下げられます。対象者には、市から申請書を送付するので、申請してください。

①同一世帯内の第1号被保険者の収入が1人のみの場合= **383万円未満**

②同一世帯内の第1号被保険者の収入が2人以上の場合= **520万円未満**



平成27年8月から 2. 介護保険サービスを

2-1. 「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します

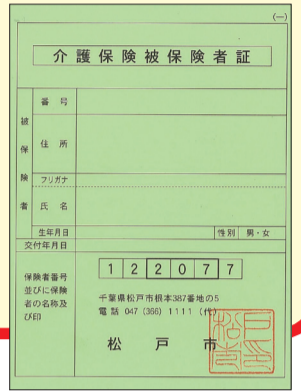
問 介護保険課
☎366-7370

8月から変わること

平成27年8月から、65歳以上の第1号被保険者で「一定以上の所得がある人」を対象に、介護保険サービスを利用した際の自己負担割合が1割から2割に変更されます。これに伴い、「介護保険被保険者証」を持っている人で要介護(要支援)認定を受けた人※1に対し、自己負担割合(1割または2割)が記載された「**介護保険負担割合証**」を7月下旬に送付します。

介護保険サービスを利用する際は、「介護保険被保険者証#1(緑色)」の他に「**介護保険負担割合証#2(桃色)**」が必要となりますので、忘れずに提示してください。

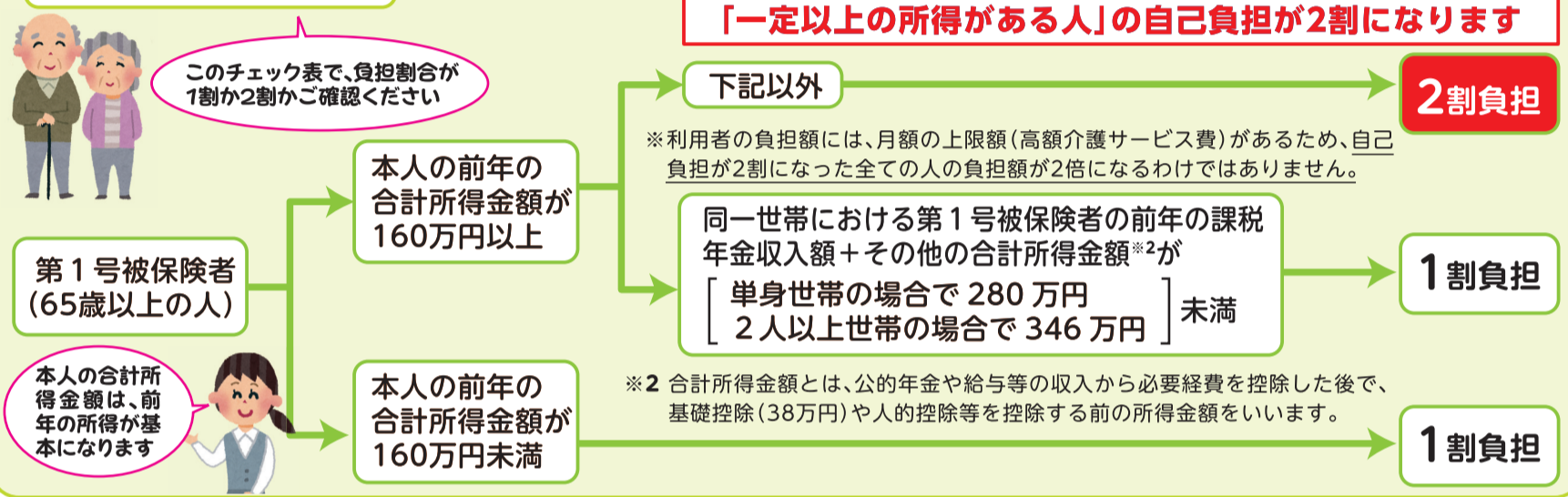
※1 40～64歳の第2号被保険者で要介護(要支援)認定を受けた人、介護予防・日常生活支援総合事業対象者に特定された人にも負担割合証を送付します。



#1「介護保険被保険者証」のイメージ(緑色)

あなたの負担割合は？

自己負担割合チェック表

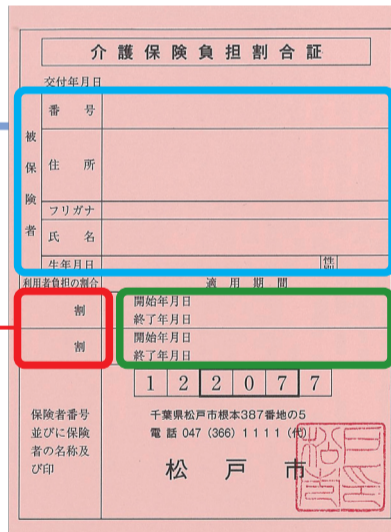


「介護保険負担割合証」の内容をご確認ください

NEW

介護保険負担割合証が届いたら、内容をご確認ください。内容に誤りがあった場合は、介護保険課資格保険料班☎366-7370へご連絡ください。

介護保険サービスを利用した時の**自己負担割合(1割または2割)**が記載されているか



被保険者番号・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別に誤りがないか

適用期間が記載されているか

#2「介護保険負担割合証」のイメージ(桃色)

2-3. 利用者負担が高額になったとき

問 介護保険課給付班
☎366-7067

介護保険～高額介護(予防)サービス費の支給について～

利用者が1カ月に支払った介護保険の利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯の合計額)が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として後から支給されます。

「高額介護(予防)サービス費」の支給対象者には、市から通知します。

利用者負担の上限(1カ月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
○現役並み所得者	37,200円	44,400円
○一般世帯	37,200円	37,200円
○住民税非課税世帯	24,600円	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)
○生活保護受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)
○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給としない場合	15,000円	15,000円



介護事業所で働きながら資格を取り 正職員・正社員を目指す人を募集します

介護に携わる職員数は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には約38万人不足する見通しであり、介護人材を確保・定着させていくことが課題となっています。

市では、市内における介護事業所の人材を確保・維持するとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護の現場で働きたくても資格がなくて働けない人に対し、働きながら資格を取り、正職員・正社員になれるよう支援します。

※この介護人材育成事業にかかる全ての費用は、国から補助を受けて市の一般会計で行うものです。

申し込み～就職の流れ～

- ①事前に各事業所へ電話で申し込みます。
※対象の事業所一覧は、「広報まつど8月15日号」に掲載予定です。
- ②各事業所で面接等の選考をします。
- ③採用が決定した人は、事業所と4カ月程度の有期雇用契約を締結します。
- ④原則事業所での勤務となりますが、期間中に介護職員初任者研修を受講していただきます。
※研修受講日も事業所が定めた賃金・交通費を負担します。
※介護職員初任者研修にかかる受講料は事業所が負担します。
- ⑤有期雇用契約終了後、同じ事業所に正規職員として就職することができます。

応募資格 ※下記の全てに該当する人

- 各事業所の応募開始時点で、市内の介護施設で働いていない人
- 介護職員初任者研修修了と同等以上の資格を持たない人
- 正規雇用としての長期間就職を希望する人

介護職員を募集する事業所

以下の対象施設の中から、事業所の希望や募集定員(36人程度)等を考慮し、決定します。

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

※募集事業所の一覧および問い合わせ先は、「広報まつど8月15日号」に掲載予定です。

☎松戸市介護保険コールセンター ☎366-6001
(9月30日(水)までの平日9時～17時)



よくある質問 Q&A

Q1 負担割合証は誰に送られてくるの？

A1 65歳以上で要介護・要支援認定を受けた人と介護予防・日常生活支援総合事業対象者に届きます(2-1参照)。

Q2 自分の負担割合はどうやって分かるの？

A2 利用者負担が1割の人も2割の人も、要介護・要支援認定相当を受けた人には、毎年7月ごろに、市から負担割合が記載された負担割合証を送付します(2-1参照)。

Q3 いつから負担割合が変わるの？

A3 平成27年8月1日以降でサービスを利用するときからです(2-1参照)。

Q4 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるの？

A4 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費として支給されるため、全ての人の負担が2倍になるわけではありません(2-3参照)。

Q5 高額介護サービス費ってどんな制度？

A5 介護サービスを利用する場合に支払う介護保険の利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担上限額を超えた場合、超えた分が払い戻されます(2-3参照)。



保険料などの還付金がATMで支払われることはありません！

市役所職員などを名乗り、医療費や介護保険料等を還付する手続きのように装い、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預け払い機)に誘導し、お金を振り込ませようとする「還付金詐欺」が増加しています。保険料などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら、還付金詐欺です。また、「あなたは老人ホームに入る権利がある」等の「老人ホーム入所権利詐欺」もあります。

このような不審な電話があっても、相手の説明をうのみにせず、すぐに警察へ相談してください。

詐欺に注意!

振り込め詐欺を疑ったら迷わず通報!

☎松戸警察署生活安全課 ☎369-0110、松戸東警察署生活安全課 ☎349-0110

